

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第九号

埼玉県水道用水供給事業給水規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年四月三十日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

埼玉県水道用水供給事業給水規程の一部を改正する規程

埼玉県水道用水供給事業給水規程(昭和四十二年埼玉県公営企業管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「あて先」を「宛先」に改め、「**印**」及び「(日本工業規格A4判)」を削る。

様式第二号中「(日本工業規格A4判)」を削る。

様式第三号中「あて先」を「宛先」に改め、「印」を削る。

様式第四号中「(日本工業規格A4判)」を削る。

様式第五号中「あて先」を「宛先」に改め、「印」及び「(日本工業規格A4判)」を削る。

様式第六号及び様式第七号中「(日本工業規格A4判)」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。